

松山市節水型トイレ改修助成制度のご案内

洗浄水量(大)6.5L以下の節水型トイレに改修して、無理のない節水につなげましょう

対象者



- ◎節水型トイレ改修工事を行う住宅を市内に所有し、その住宅に住んでいる(住民登録がある)人(単身赴任者を含む)
※松山市税の滞納がない人 ※暴力団員ではない人

工事依頼できる事業者



- ◎市内に住所がある個人事業者または市内に営業所等がある法人の、水道の工事事業者やリフォームの事業者

対象住宅



- 市内にある、戸建住宅や共同住宅等で、申請者が所有している住宅(借家は対象外)
※分譲マンションは、申請者居住専用部分のみ
※店舗や事務所が併用されている住宅は、申請者が居住に使用している部分のみ

対象工事 ※以下を全て満たす工事

- ◎既存の水洗トイレを節水型トイレへ改修する工事(トイレ本体+改修工事)
※節水型トイレとは、洗浄水量(大)が6.5リットル以下のトイレです。
- ◎改修前と改修後で洗浄水量(大)が各台1リットル以上減少する工事
- ◎改修完了日から1年以内の工事(同一年度に改修した2箇所分については、年度を分けて1箇所ずつ申請することはできません。申請は、同一住宅について年度一回限りです。)

注意 同じトイレ改修工事について、松山市などが実施する他の補助事業の補助金等を重複して申請はできません。ただし、国の次世代住宅ポイント制度は利用可能です。

申請必要書類

- 助成金交付申請書(請求書) ●住民票の写し(3カ月以内に発行の原本)
- 申請年度の固定資産税納税通知書(原本)※(1)など申請者が住宅の所有者であることを確認できる書類
- 完納証明書(3カ月以内に発行の原本・市役所本館2階納税課または支所で取得してください)
- 節水型トイレのカatalog(メーカー・便器部分製品番号・大の洗浄水量が確認できる書類、コピー可)
- 写真【①改修前のトイレ※(2) ②改修後のトイレ ③改修後の便器ラベル拡大写真】(全てカラー)
(①②は、床を含めトイレ全体の設置状況が分かるように、③は、番号がはっきりと識別できるように撮影してください。)
- 節水型トイレ改修証明書(事業者記入) ●領収書(申請者宛て。原本)※(1) ●助成制度利用者アンケート
※(1). 確認後、コピーをとってお返しします。 ※(2). 改修前の写真が提出できない場合は、「既存トイレの設置に関する誓約書」を提出してください。
- 注意: 以下の場合には間取り図も提出してください。
 - ・2台以上改修の場合
 - ・併用住宅の場合
 - ・既存の場所から、別の場所にトイレを改修する場合
 - ・共同住宅等を所有・居住し、居住部屋号数が証明書等で確認できない場合

申し込み ※申請額が予算額に達した時点で、受付を終了しますので、残額にご注意ください。

- ◎受付期間 令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)または申請額が予算額に達するまで。(土日・祝日・年末年始除く)
※年度途中で予算が終了した場合、翌年度予算が成立すれば、改修完了日から1年以内ならば翌年度に申請を受付けます。
ただし、助成金額・内容などが変更になる場合がありますので、来年度の申請については、必ず令和3年3月末に下記お問い合わせ先・ホームページなどで詳細を確認してください。
- ◎受付場所 松山市役所 総合政策部 水資源対策課(市役所本館5階) (支所での受付や郵送は不可)
- ◎受付時間 8時30分から17時
申請書は、水資源対策課(市役所本館5階)・支所・市民サービスセンター・市ホームページにあります。

お問合せ先 松山市 総合政策部 水資源対策課

TEL: (089) 948-6948 FAX: (089) 934-1886
松山市のホームページで詳細をご覧ください。

松山市 節水型トイレ改修助成



令和2年度 松山市

節水型トイレ改修助成制度

トイレで節水を
後押し!

松山市では節水型都市づくりの一つとして、節水型トイレへの改修助成制度を実施しています。

※節水型トイレ…洗浄水量(大)が6.5L以下のトイレ

受付期間

令和 **2** 年 **4** 月 **1** 日(水) から 令和 **3** 年 **3** 月 **31** 日(水)
ただし、申請額が予算額に達し次第受付を終了します。

助成金額

※改修後の節水型トイレの洗浄水量(大)または改修台数による

1台のみ改修

洗浄水量(大): 4Lを超え~6.5L以下のトイレ	1万5,000円
洗浄水量(大): 4L以下のトイレ	2万5,000円

2台以上改修

洗浄水量(大)6.5L以下のトイレならば 水量・台数にかかわらず	3万円
----------------------------------	-----

手続きの流れ

申請には要件がありますので事前に確認してください。

①市内のトイレ改修工事事業者と契約、工事
※工事前に必ずトイレの写真を撮影、申請に必要

②工事後、助成金の交付申請(請求)
※申請に必要な書類は裏面
※必要に応じて市が現地確認

③助成金の交付または不交付の決定通知

④交付の場合、助成金の入金

詳しくは裏面をご覧ください。